

郵送等による入札について

越前市財産管理課契約検査室

遠隔地の入札者その他やむを得ない事由により、郵送等による入札（以下「郵便入札」という。）を希望する入札者は、次のとおりとします。

（対象となる入札等）

1 郵便入札の対象となる入札等は次に掲げるものとする。

- （1）一般競争入札
- （2）指名競争入札

（郵便入札の申出）

- 1 郵便入札を希望する入札者は、郵送等入札申出書兼委任状（様式第1）を当該郵送等入札を希望する入札日前3日までに、郵送等により入札担当課へ提出しなければならない。
- 2 前項に規定する郵送等入札申出書兼委任状は、次項に規定する入札書を送付する外封筒に封入して、送付することができる。

（入札書の提出方法等）

- 1 郵送等入札の入札書を封入する封筒は、内封筒と外封筒の2種類とする。
- 2 予定価格の制限の範囲に達する入札者がいないときは、再度入札を1回に限りに行うことがあるため、入札者は、1回目入札及び2回目入札の入札書を作成するものとする。
- 3 入札者は、第1項の内封筒について、1回目入札及び2回目入札の2種類作成し、入札書をそれぞれの内封筒に封入し、これらを共に第1項の外封筒に封入し、同時に送付するものとする。
- 4 内封筒及び外封筒の記載例は、様式第2号に記載のとおりとする。
- 5 送達方法は書留郵便又は信書便とする。

(1) 書留郵便とは、「一般書留」又は「簡易書留」によるものとする。

(2) 信書便とは、「一般信書便事業者」(※1)又は「特定信書便事業者」(※2)によるものとし、引受け及び配達記録を行うもののみにする。(※1、2については、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項及び第9項に規定する信書便事業者とする。)

6 郵送等に要する経費は、入札者の負担とする。

7 送付する所定の日時は、入札日の午前8時30分までとし、所定の場所は、越前市財産管理課とする。ただし、郵送等入札申出書兼委任状を外封筒に封入れて提出するときは、当該郵送等入札を希望する入札日前3日までとする。

(開札)

1 郵送等入札を受理した入札については、入札執行担当以外の市職員1人の立会いの上、開札することとする。

2 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじで落札者を決定するものとする。この場合において、同価の入札をした者が、郵送等入札をしたものであるときは、前項の市職員がその者のくじを引くものとする。

3 2回目入札を行わない場合で2回目入札として送付された入札書があるときは、市は当該入札書を未開封の状態で(他の当該入札に係る文書とともに)保管するものとする。

4 開札の結果、落札候補者及び落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。

5 開札結果については、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(無効入札)

1 越前市契約規則第15条の規定に基づくほか、郵便入札においては次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 書留郵便及び信書便以外の方法で入札書を提出したもの。

(2) 封筒に記載された件名又は差出人が誤っているもの。

(3) 封筒に記載された件名と入札書等の件名が異なるもの。

(4) 内封筒に入札書等以外のものを同封したもの。

(5) その他指定された入札条件に合致しないもの。

2 郵送等により送付された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(異議の申立て)

1 入札者は、郵送等による入札実施要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。事故等により入札書が所定の日時までに到達しなかった場合についても同様とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

越前市長 殿

商号・名称

代表者名

印

郵送等入札申出書兼委任状

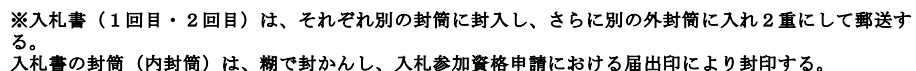
下記 1 の入札について、下記 2 の理由により、郵便等による入札を行うことを申出します。また、落札となるべき同価の入札となったときのくじ引きは、越前市長に委任します。

記

1 入札の件名 _____

2 郵便入札を希望する理由

以上



入札書の封筒（内封筒）は、糊で封かんし、入札参加資格申請における届出印により封印する。